

寒川町財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月14日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第9号

寒川町財務規則の一部を改正する規則

寒川町財務規則(昭和40年寒川町規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

企画部	企画政策課	課長	計画資料、行政資料等頒布収入金の収納
	財政課	課長	寄附金、財政資料等頒布収入金その他歳計外現金の収納
	広報戦略課	課長	行政資料等頒布収入金の収納
総務部	総務課	課長	町史資料頒布収納金、公文書の複写代金及び講座等資料代金
	人事課	課長	源泉所得税の収納
	財産管理課	課長	不要物品の売払代金及び庁舎管理から生ずる諸収入金の収納
	税務収納課	課長	町税（県民税を含む。）、町税（県民税を含む。）に係る諸収入金、徴収受託金及び滞納処分費の収納並びに証明事務等に伴う手数料等の収納
町	町民安全課	課長	放置自転車等の移動及び保管に要した費用の収

民 部			納
	町民窓口課	課長	戸籍事務、住民基本台帳事務、諸証明事務等に伴う手数料の収納
学 び 育 成 部	子育て支援課	課長	児童福祉費負担金の収納
	スポーツ課	課長	体育施設使用料の収納

」を

「

企 画 部	企画政策課	課長	計画資料、行政資料等頒布収入金の収納
	財政課	課長	財政資料等頒布収入金その他歳計外現金の収納
	広報戦略課	課長	行政資料等頒布収入金の収納
	資産経営課	課長	寄附金、不要物品の売払代金
総 務 部	総務課	課長	庁舎管理から生ずる諸収入金、公文書の複写代金並びに町史資料頒布収納金及び講座等資料代金の収納
	人事課	課長	源泉所得税の収納
	税務収納課	課長	町税（県民税を含む。）、町税（県民税を含む。）に係る諸収入金、徴収受託金及び滞納処

			分費の収納並びに証明事務等に伴う手数料等の 収納
町 民 部	町民安全課	課長	放置自転車等の移動及び保管に要した費用の収 納
	町民窓口課	課長	戸籍事務、住民基本台帳事務、諸証明事務等に 伴う手数料の収納
	スポーツ課	課長	体育施設使用料の収納
子 ど も 育 成 部	保育幼稚園課	課長	児童福祉費負担金の収納

」に、

「

教 育 委 員 会	教育政策課	課長	奨学金貸付金の収納
	学校教育課	課長	図書の売払代金の収納
	教育施設給食 課	課長	学校施設使用料及び学校給食費の収納

」を

「

教 育 委 員 会	学校教育課	課長	図書の売払代金の収納
	教育施設給食課	課長	学校施設使用料及び学校給食費の収納
	生涯学習課	課長	図書の売払代金、文化財資料頒布収入金及び講座等参加者負担金の収納

」

に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。